

# 総務教育常任委員会資料

(平成25年3月18日)

## 【 件 名 】

- |   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について（教育環境課）          | 1  |
| 2 | 「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の改定について（図書館）            | 2  |
| 3 | 鳥取県育英奨学資金に係る返還猶予制度の拡充について（人権教育課）         | 7  |
| 4 | 良田平田遺跡で出土した木簡について（文化財課）                  | 8  |
| 5 | 学校給食モニタリング事業の実施結果について（スポーツ健康教育課）         | 10 |
| 6 | 宇佐美スポーツ指導員の今後の活動について（スポーツ健康教育課）          | 11 |
| 7 | 鳥取養護学校及び白兎養護学校の給食委託業務について<br>（スポーツ健康教育課） | 12 |

教 育 委 員 会

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成25年3月18日  
 教 育 環 境 課

【新規分】

工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
県立鳥取東高等学校教室棟耐震改修工事（建築）	鳥取市立川町五丁目	株式会社藤原組	225,540,000円 （予定価格 248,973,900円）	平成25年3月1日～ 平成26年2月28日	平成25年2月28日	
県立倉吉東高等学校教室棟耐震改修工事（建築）	倉吉市下田中町	県立倉吉東高等学校教室棟耐震改修工事（建築）井木・馬野特定建設工事共同企業体	367,500,000円 （予定価格 399,445,200円）	平成25年3月8日～ 平成26年2月28日	平成25年3月7日	

# 「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の改定について

平成25年3月18日  
図 書 館

平成18年3月に策定した「鳥取県立図書館の目指す図書館像」を改定するにあたり、平成25年1月29日（金）から2月19日（火）の期間「図書館像（改定版）」（案）に対するパブリックコメントを実施して意見募集を行ない、「鳥取県立図書館の目指す図書館像（改訂版）」を策定しました。

## 1 「鳥取県立図書館の目指す図書館像（改定版）」の概要

### 〈ミッション〉 「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」

#### 〈ミッションを実現するための3つの柱〉

##### 【第1の柱】「仕事とくらしに役立つ図書館」

###### (1) 仕事・地域活性化への貢献

- ビジネス支援サービスの充実
- 働く気持ち応援サービスの充実
- 県政・地域への貢献

###### (2) 豊かなくらしへの貢献

- 医療・健康情報サービス
- 福祉情報サービス  
(子育て応援サービス、高齢者サービス、障がい者サービスなど)
- 法情報・困りごと支援・生活の安全に関するサービス

##### 【第2の柱】「人の成長・学びを支える図書館」

###### (1) 子どもの読書推進

- 子どもの読書推進のための環境整備
- 学校図書館への支援
- 市町村図書館と連携した支援

###### (2) 生涯学習への貢献

- 生涯学習としての読書推進

##### 【第3の柱】「鳥取県の文化を育む図書館」

###### (1) 郷土情報の活用・発信

- 郷土資料の収集・保存
- 郷土資料の活用・伝承

###### (2) 環日本海諸国との交流支援

- 環日本海諸国への理解促進
- 環日本海諸国との交流促進

#### 〈3つの柱を実現するための3つのキーワード〉

##### 〔1〕 ネットワーク：全県で県立図書館のサービスを利用できる環境整備

- (1) 市町村立図書館と学校図書館との連携
- (2) 物流システムの活用促進
- (3) 進化する情報化への対応

##### 〔2〕 専門性：図書館が県民の課題解決を支援

- (1) 所蔵資料の充実及びサービスの充実
- (2) 専門機関との連携

##### 〔3〕 発信力：図書館の活用促進を県民に発信

- (1) 県民に対する積極的なアプローチ
- (2) 多様な図書館活用の提案・普及

## 2 パブリックコメントのまとめ

### (1) 実施結果

- ① 期 間 平成25年1月29日(火)から平成25年2月19日(火)まで
- ② 募集方法 県庁県民課、各総合事務所県民局、市町村役場、県立図書館、市町村図書館の窓口に見聞募集のチラシを配置するとともに、鳥取県立図書館ホームページに見聞募集のページを掲載し、1月29日(火)に「図書館出合いの広場」(日本海新聞)で広報した。

### (2) パブリックコメントの人数・件数

11人、25件

### (3) パブリックコメントに寄せられた意見とそれに対する考え方

#### ① 全体に関すること

意見の概要	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ミッション」「ミッションを実現するための3つの柱」は必要なサービスが網羅されていてよい。</li> <li>・今後の社会の変化に応じて「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」を目指し、今後さらに発展されることを期待している。</li> <li>・今後の充実に向けて立派な指針が示されており、大いに期待できる。日本一の鳥取県立図書館が身近にあり、維持されていることは県民の誇りであり、この歩みを続けて欲しい。</li> <li>・「ミッション」「3つの柱」等、現実的で目指す方向は妥当だと思う。ただ、5年間という短期間の方針のためこれまでの取り組み以上のことはあまり見えないのは残念。前の図書館像で掲げられていた「知の拠点」の視点が見えないのも気になる。先を見通しての図書館像も見せてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年に策定した「旧図書館像」の方針に基づき、鳥取県立図書館として努力し多くの成果を挙げてきましたが、まだ、図書館の機能を知らない、利用したことがないという方も多くおられます。そこで「改定図書館像」では、これまでの取組をさらに充実させるとともに、「発信力」というキーワードを設け、図書館の機能を県民にさらに発信し、より多くの県民に図書館活用を進めてもらうことに力を入れたいと考えています。</li> <li>また、新たに、サービス指標の数値目標を設定し評価の視点を盛り込むとともに、高齢者サービスや地域活性化への貢献、郷土資料の子どもたちへの活用促進など、社会の変化や要請に応じた事業にも力を入れていきます。</li> <li>・「旧図書館像」では、「県立図書館は、全県的な「知」のネットワークを支える中心機関としての役割を果たすこと目標としていました。「改定図書館像」においても、この考えは変わっていませんので、前文と「ネットワーク」のキーワードの箇所表記を補足しました。</li> </ul>

#### ② 3つの柱に関すること

##### [第1の柱 仕事とくらしに役立つ図書館]

意見の概要	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビで図書館の支援によりシャッターガードが開発されたことが紹介されていたが、今後も鳥取県の企業を元気にする支援に期待している。</li> <li>・中心市街地の活性化の取り組みを県立図書館として何かできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、県内産業の支援、地域の活性化に資する取り組みに力を入れていきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は多種多様な職業や趣味を持っている。文庫及び専門書籍コーナーをより多様な内容に拡大することで身近な図書館にできると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、県民の多様なニーズに応えるため、様々な分野の資料をバランスよく収集していきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の方は、目がみえにくく身体的条件も悪くなっているが、大活字の本があることをほとんど知らないし、図書館にも借りに行けない。認知症予防に落語の録音を聞くのも良いと思う。市町村と協力し、大活字や落語・音楽CDのリストを老人会等で配布してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進展に伴い、当館でも、高齢者の方へのサービスを充実したいと考えています。図書館の利用に支障のある方のために、市町村とも協力し、大活字本や録音図書への周知にも努めたいと考えています。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊かなくらしへの貢献」では、外国語を母国語とする方々へのサービスも含まれていると考えてよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者サービスの対象となる「図書館の利用に支障のある方」には、障がい者や高齢者だけでなく、外国人も含まれます。</li> </ul>
---	---

[第2の柱 人の成長・学びを支える図書館]

意見の概要	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックスタート等で、赤ちゃんが絵本をよく見、絵本を介してのふれあいを喜ぶことを実感している。「幼児教育の充実」とあるが、幼児期からだけでなく、ことばの土台を作る乳児期も大切だと盛り込んでいただきたい。「乳幼児教育」にしてほしい。</li> <li>・子どもの読書活動を支える関係者の研修の実施に関し、鳥取県教育委員会と共催で取り組むことも考えていただきたいと思う。縦割り行政ではなく、もっと横につながり合えば広がるし、豊かなものを県民に提供できるのではと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳からの取り組みが重要であると考えますので、「幼いときから」を「乳幼児から本に親しむ」という表記にします。ただし、「乳幼児教育」という言葉は一般に使われていませんので、表現を工夫します。</li> <li>・図書館も、県教育委員会の一員として、関係各課と情報交換を行ないながら事業を行っております。今後も教育委員会関係各課と課題を共有し、連携を念頭に事業を実施していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「シニアの学び」が、青少年への「学びのリレー」となるよう「シニアの学び直しの場」として図書館が存在感を示すことに期待します。青少年の知的開花をうながす契機として、「本」という文化の奥行きを知らしめることこそ青少年の知の天井を高くするものです。「専門」の奥行きを若いうちに知るという意味で、県立図書館には身近に見ることができない専門的な本も必要です。人材の育成も重要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の学びに貢献するとともに、青少年サービスを充実させ、知への誘導をしていき、人材育成に貢献したいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のような閉塞の時代に、孤立したものごとを結びつけ難関を打開する可能性をもつものとして「芸術」（マンガも実はそういうものの一つ）が注目されています。専門美術館建設も困難な今日、図書館で芸術書を充実させることも大事です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立図書館には非常に多くの芸術に関する図書を所蔵しており、郷土資料室には郷土出身の漫画家のまんが作品が閲覧できる「まんが王国とっとりコーナー」も設置しています。それらの資料をどんどん活用していただきたいと考えています。</li> </ul>

[第3の柱 鳥取県の文化を育む図書館]

意見の概要	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県にはゆかり作家や作品が多くある。これらの文学的遺産を積極的に県民の目にふれるようにしてはと思うがどうか。図書館像に郷土の文学に関することについて取り入れて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度郷土資料室をリニューアルし、鳥取県ゆかりの文学者や文学作品をはじめとする、鳥取の文化・自然・歴史などに関する資料を広く県民の目にふれるように展示します。また、「郷土資料」に含まれている多くの郷土ゆかりの文学者や文学作品についてはよりアピールするため、明文化します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国・ロシア・韓国などの環日本海諸国との交流支援ではなく、他都道府県での鳥取県の知名度はかなり低いようなので、国内の他都道府県との交流を支援してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県が友好関係を結んでいる環日本海諸国とは経済的な結びつきも強く、貿易・観光・留学生など物や人の交流も進んでいます。このような環境の中で、鳥取県立図書館は、環日本海諸国の文化理解を進めることができるような資料を収集・提供していきたいと考えています。また、当館では他県の公共図書館と連携して観光交換展示を行い、鳥取県を知っていただく取組を行っていますので、継続して進めていきたいと考えています。</li> </ul>

③ 3つのキーワードに関すること

[ネットワーク]

意見の概要	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立図書館は全県の第一線の市町村図書館を支えていくことを第一の使命とすること明確にして新築されたと聞く。県立図書館は、県民の図書館として、あらゆる地域、あらゆる図書館へ、あらゆる「支援」をすることこそが使命であることを明確にすることを希望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県立図書館は県内のあらゆる図書館を結ぶ「知のネットワーク」の中核として積極的な支援を行っていきます。鳥取県内のあらゆる図書館と連携・支援し、あらゆる地域の人たちへのサービスが向上するために積極的な支援を行うことを明確にしたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立図書館サービスの市町村立図書館での提供について、先進的な県立図書館サービスと同様のサービスを、住民により身近な市町村立図書館で受けることができるように推進してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県立図書館の実施してきたサービス、特に「ビジネス」、「医療・健康」、「法律」に関わる情報提供等は、県内の市町村立図書館にも広がってきています。さらに、市町村立図書館との連携を強め、身近な図書館で鳥取県立図書館のサービスが受けられるよう推進していきます。</li> </ul>

[専門性]

意見の概要	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職の必要性やそのための研修の充実ぶりも示されており、他の館の模範になるものと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職としての司書の専門性向上は重要な事柄であり、今後も、充実していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法は、資料・情報の活用に関係があるが、実際には複雑でわかりにくい印象がある。適切に資料・情報が活用できるよう、援助・情報提供をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法に対する理解は、図書館職員の基本だと考えています。コンプライアンスに留意し、お客様に十分説明し、わかりやすい情報提供に努めたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス情報、医療・健康情報、福祉情報、法情報などの情報提供が挙げられているが、これらのサービスの実現のためには専門性をより高めていく必要があると思う。一般的な資料相談のほかにも相談窓口が専門別にわけられていると、利用者も相談しやすいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料相談の業務に当たる職員が、複数の分野における高い情報探索の技術を身につけることは不可欠だと考えており、今後も研鑽に努めます。同時に何人もの職員を相談カウンターに配置することは現在の職員体制では難しいと考えていますが、内容に応じて、専門の職員が対応したいと考えています。</li> </ul>

[発信力]

意見の概要	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県立図書館が日本一の図書館であることが県民に知られていないのが残念である。高い評価を得ていることをもっと県民に知って欲しい。</li> <li>・鳥取県の企業を元気にすることができることを県民および県内企業に知ってもらえるよう各方面へのPRも必要と思う。また、鳥取県立図書館の丁寧で素早い、的確な資料相談（レファレンスサービス）について、県民に知ってもらうような努力をしてもらいたい。</li> <li>・鳥取県立図書館が「使える図書館」だということを積極的にアピールする機会や場が必要だと思う。</li> <li>・『県政だより』やケーブルテレビなどの媒体で、県立図書館の機能や取組、サービスを広く発信して欲しい。</li> <li>・蔵書が2日間で市町村立図書館に届くことをもっと広報して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のように、県民に対する広報は、まだ不十分であると認識しています。その理解の上に3つのキーワードの一つを「発信力」としました。様々な広報手段を用いて、県民の方に県立図書館の機能を知ってもらい、より多くの方に活用していただけるよう、積極的にアピールを続けていきたいと考えています。</li> </ul>

\* ご意見の中で、表記の統一、字句修正等に関するものについては、本文を修正しました。

\* 日常的な利用者サービスについて（6件）は、別途、「利用者の声」として対応します。

### 3 図書館活用の推進について

パブリックコメントにおいて「日本一の図書館の機能を県民にもっと広報してほしい」という意見が多くありましたが、これについて補足と活用推進のための取組状況を報告します。

#### (1) 「日本一の図書館」について

慶應義塾大学糸賀研究室が、昨年夏、全国の公共図書館を対象に行ったアンケートで「その図書館の活動が優れているから」という理由で注目している図書館として、全国の都道府県立図書館及び市町村立図書館の中で鳥取県立図書館が「NO. 1」の評価を得ました。

今年度は全国から視察が相次ぎ、県内外の公共図書館、議会、商工関係者など、34件、147人の方々に視察いただきました。

#### (2) 県民の方への活用推進のための取組

##### ① 新聞・テレビを通じた広報

- ・全国一の図書館ということで、新聞・テレビ等で特集を組んでいただき、鳥取県立図書館のサービスや機能を県民の皆さんに紹介することができました。また、県内での報道の反響が高かったとして、その後県外にも発信していただきました。今後もより多くの方に図書館を利用させていただくよう発信していきます。

鳥取エリア … 日本海新聞、毎日新聞、朝日新聞、NHK、山陰放送

県外エリア … 朝日新聞（中国版）、産経新聞（東京本社版、サンケイビズ）、  
岩手日報、聖教新聞、NHK（全国）

- ・また、4月号の『県政だより』（2ページ特集）、東京県人会会報でも紹介される予定。
- ・このほか、3月3日付「朝日新聞」（東京、大阪本社版）の「声」の欄で、東日本大震災被災地の新聞を配置している鳥取県立図書館の取組が紹介され、福島県の方からお礼の電話がありました。

##### ② 館内案内サインをリニューアル（3月15日～）

- ・多くの利用者に図書館資料を活用していただくためには「見やすい」、「本が探しやすい」案内表示が必要と考え、3月15日から新しい館内案内サインに変えました。これにより、さらに「利用しやすい図書館」を目指します。
- ・来年度、郷土資料室をリニューアルした「ふるさと鳥取コーナー」（ふるさと文学者コーナー、ふるさと人物コーナー、ふるさと情報コーナー、まんが王国とっとりコーナー）や高齢者の方が心も体もいきいきと暮らせるための図書を集めた「いきいきコーナー」をオープンする予定です。

##### ③ 貸出冊数の増加＜8冊→12冊＞（4月1日～）

- ・県立図書館では、「仕事とくらしに役立つ図書館」として、ビジネスや医療・健康などに関する図書を充実していますが、調べものには多くの資料を必要とすることから貸出冊数を増やし、4月1日から12冊まで借りることができるようにします。

##### ④ 図書館活用セミナー、相談会の開催

- ・新たな図書館利用者を増やすため、関係団体に協力していただき、館内外で積極的に図書館活用セミナーを開催しています。

鳥取県産業振興機構（6次産業化セミナー、ITセミナーなど）、商工会議所（創業塾など）、  
薬剤師会、行政職員、私立学校等

- ・また、2月から鳥取県中小企業診断士協会との共催で「起業・経営なんでも相談会」を開始しました（毎月第2日曜日）。

## 鳥取県育英奨学資金に係る返還猶予制度の拡充について

平成25年3月18日  
人 権 教 育 課

厳しい経済・雇用情勢が続いており、未就職や低所得等の理由により、奨学金の返還が困難な者が増加しているため、真に返還が困難な者を返還猶予の対象とするよう、対象範囲を拡充します。

### 1 制度の概要・現状

鳥取県育英奨学資金は、貸与終了後に返還することとされているが、奨学生の状況によっては一時的に返還の猶予を認めている。

現行制度では、大学等への進学の場合や失業中等の場合に返還猶予を認めているが、新卒で就職できない者や低所得者は返還猶予の対象としていない。

### 2 制度拡充の背景

○ 国の緊急経済対策として平成21年度に高校生修学支援基金（鳥取県授業料減免・奨学金等基金）を各都道府県に造成し、平成23年度まで奨学金の財源として活用してきたところである。

国は、平成24年度から26年度までの3年間基金の終了を延長するにあたって、「低所得者に対する期限の上限を定めない返還猶予制度」の導入を基金活用の条件としたところであり、修学機会の確保を図るため、奨学金の返還への不安を解消していくことが全国的な課題となっている。

○ 厳しい雇用情勢により、高校・大学等卒業後に未就職となる奨学生が増加しており、安定的な償還計画が立てられない事例が増えているところである。

### 3 制度拡充の概要

○ 厳しい雇用情勢等により真に返還が困難な者の増加を考慮するとともに、子育て環境整備の一環として返還猶予制度の対象を拡充する。

- ・ 低所得（生活保護受給者と同程度とする：H24～26の貸与に基金が活用可能）
- ・ 産前休業・産後休業及び育児休業
- ・ 新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職

○ 根拠規程 鳥取県育英奨学資金貸与規則、鳥取県育英奨学資金返還事務取扱要領

○ 施行日 平成25年3月（改正規則公布日）

#### [返還猶予制度（拡充後）]

返還猶予を認める理由	猶予期間
別の学校・課程への進学	その事由が続いている期間
留年等により正規の修業年限を超えて在学	
長期の復旧期間を要した災害	その事由が続いている期間 (1年ごとに申請)
長期の療養期間を要した傷病	
生活保護の受給	
<b>低所得（生活保護と同程度の所得水準）</b>	
<b>産前休業・産後休業及び育児休業</b>	1年ごとに申請 通算5年を限度
失業中	
<b>新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職</b>	
その他真にやむを得ない事由があって返還が困難	

※ ゴシック部分が今回の拡充部分



# 良田平田遺跡で出土した木簡について

平成25年3月18日  
文化財課

## 1 概要

- 今年度の山陰道鳥取西道路建設に伴う発掘調査で、良田平田(よしだひらた)遺跡(鳥取市良田)から飛鳥時代の終わり頃(7世紀末～8世紀初頭)の木簡が出土。細長い木の板の両面に墨で文書が書かれているもの。
- 文書が書かれた木簡の例としては、中国地方最古のものとなる。
- 古代の地方行政を考える上で貴重な発見。
- 3月6日(水)から10日(日)まで県立博物館で一般公開を実施。

### 年代の根拠

- ・木簡が出土した穴の時期が、飛鳥時代の終わり頃(7世紀末～8世紀初頭)であること。
- ・書かれている文書の書式が、大宝令(701年制定)施行以前に多用されているものであること。

※中国地方から出土した7世紀末頃に遡る可能性のある木簡は、出雲国庁跡(島根県)出土例が知られるが、何を目的とする木簡であるかは明らかでない。

※日本最古の木簡は、福岡県太宰府市の国分松本遺跡から出土した7世紀末の木簡。

## 2 木簡の概要

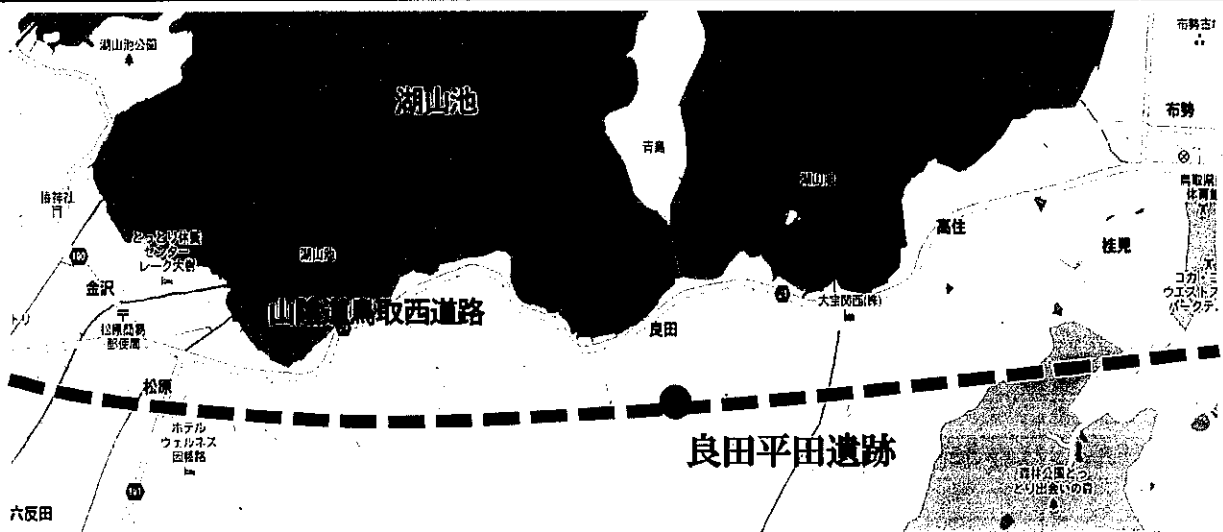
### ○木簡が出土した良田平田遺跡の性格

古代の役所に関連する遺跡。これまでの調査で、木簡、硯、銅銭「和同開珎」など役所遺跡に関連する遺物が出土している。

### ○木簡の出土状況：径約70cm、深さ45cmの穴から出土。木簡は2つに折れた状態で穴に捨てられていた。

### ○木簡の大きさ：残存している長さ18.7cm、幅2.5cm、厚さ0.5cm

○木簡の内容：役人による口頭伝達の内容を文書化したもの。大宝令以前に多用された定型文で書き始め、あなほべのじき(なお)まる孔王部直万呂という人物が物品の受け取り等の要件の使者で、お昼頃に文書が発出されるという内容が記されている。



3 木簡の文面

〔表面〕 「□ □ □ 御前 □ (謹?) 白 寵 命 □」

〔釈文〕 □ □ □ (人名か) の御前に (謹みて) 白す、寵命 □  
おんまえ つつし もう ちょうめい

※ □ は木簡の釈文表記に係る符号で、欠損文字のうち字数が推定できるもの

※ 「御前 □ 白」は大室令以前に多用された書き出しの書式、「寵命」は「上役の命令をお伺いして」の意

〔裏面〕 「使 孔 王 部 直 万 呂 午 時」

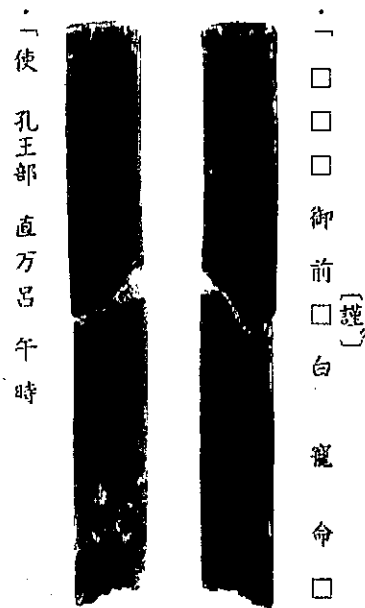
〔釈文〕 使、孔王部 直 万呂、午時  
し あなほべのじき (なお) まる うまのとき

※ 「使」は、要件の使者の意、「孔王部直万呂」は人名、「午時」は正午前後の時間帯

良田平田遺跡出土木簡



実測図



赤外線写真



カラー写真

## 学校給食モニタリング事業の実施結果について

平成25年3月18日  
スポーツ健康教育課

児童生徒のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握することを目的とする、学校給食モニタリング事業（国委託事業）を実施したところ、その結果は下記のとおりでした。

### 記

#### 1 検査方法等

- (1) 学校給食1週間分を冷凍保存し、週末に検査機関に送付し検査を実施。
- (2) 検査項目 放射性セシウム134、同137
- (3) 検査機関 株式会社日本総合科学（福山市）
- (4) 検査精度（検出下限値） 1ベクレル/kg
- (5) 検査結果は、鳥取県及び対象市町村等のホームページで随時公表した。

#### 2 検査期間及び検査対象

- (1) 検査期間 平成24年10月29日（月）から平成25年3月1日（金）
- (2) 検査対象

市町村：鳥取市、米子市、倉吉市、日吉津村、大山町、南部町、江府町  
県立学校：鳥取盲学校、鳥取養護学校、倉吉養護学校、皆生養護学校

（注）各検査対象の検査回数は、上記期間中に1～9回実施（検査対象ごとに異なる） 計63回

#### 3 実施結果

全ての検査対象において、放射性物質の検出なし。

#### （参考）

放射性セシウムの新基準値（厚生労働省）

一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品	50ベクレル/kg
牛乳	50ベクレル/kg
水	10ベクレル/kg

# 宇佐美スポーツ指導員の今後の活動について

平成25年3月18日

スポーツ健康教育課

## 1 来年度以降の所属について

○平成25年4月 国士舘大学大学院スポーツ・システム研究科に入学。

※空手の指導者としての知識等を学ぶ

○本年度限りで本課スポーツ指導員を退職するとともに鳥取県を離れ、東京に戻る。

なお、昨年12月の全日本空手道選手権大会を最後に選手としては引退する意向。

## 2 鳥取県との今後の関わりについて

平成25年度以降も、次のような関わりを持ち、県のスポーツ振興をはじめ、本県に対し力を貸していただくことを考えている。

### (1)特任スポーツ指導員(嘱託職員)に委嘱

本県におけるスポーツ指導や学校等での講演活動などを行う。

### (2)トップアスリートバンク(H25新規事業)へ登録

県内の学校等に出向き、夢を語ったり、技術指導を行う。

### (3)宇佐美杯空手道選手権大会の新設(スポーツ健康教育課)

→現在行っている「中学生空手道選手権大会 ー鳥取県予選ー」の規模を拡大し、宇佐美杯(小・中・高生、一般)として実施する。(県は、開催経費を助成)

### (4)県スポーツ審議会の臨時委員に委嘱

競技力向上分野の検討に際して、意見をいただく臨時委員として委嘱する。

現在の正規委員 大部由美、山下佐知子、小原工 の3氏

\*臨時委員は不在

### (5)鳥取県体育協会アドバイザーに委嘱

本県スポーツ振興のために指導、助言、提言を行う。

### (6)とっとりふるさと大使(未来戦略課)に委嘱 現在 27名

県内外の鳥取県のPR活動等に協力する。

## 鳥取養護学校及び白兔養護学校の給食委託業務について

平成25年3月18日  
スポーツ健康教育課

平成24年11月補正予算により債務負担行為を設定した、平成25年度から平成27年度の鳥取養護学校及び白兔養護学校の給食委託業務について、下記のとおり契約手続を行ったので報告します。

### 記

#### 1 経緯

(1) 鳥取養護学校及び白兔養護学校の給食業務委託 (H25～H27) について、2月28日入札日として指名競争入札を予定したが、指名業者が全て辞退したため、入札が成立しない状況となった。

【辞退理由について】

〈現在の受託業者〉

来年度から新たな給食業務を受託したため、厨房設備や配送の関係で、予定された食数をこなせないと判断されたため。

〈その他の指名業者〉

給食業務から撤退、厨房設備の余裕がない 等

(2) 辞退後の対応

[白兔養護学校]

中等部及び高等部の給食を委託（単年度契約）している松の聖母学園に、小学部分も委託することで内諾を得た。（教職員分の給食を減らし、松の聖母学園が供給可能な食数とした。）

[鳥取養護学校]

食数の再検討を行い、必要最低限の食数を算出した上で、3月8日に再入札（単年度の業務委託）を実施した。

（1日あたり食数）

学校名	当初	変更後
鳥取養護学校	146食	70食
白兔養護学校（小学部）	81食	0食
計	227食	70食

(3) 再入札の結果

「有限会社仕出し鳥ヶ島」に決定

#### 2 今回の契約内容について

- ・3年間の複数年契約を予定していたが、25年度のみ単年度契約とした。
- ・業務内容について、鳥取養護学校及び白兔養護学校の2校の給食業務としていたが、鳥取養護学校のみとした。

#### 3 今後の対応について

教職員の共食分を減らすことによって受託可能な食数としたことから、25年度中に、26年度以降、本来必要な食数の供給が可能な他の業者等がないか検討を行うこととする。